平成２２年（再ロ）第１２号
盛岡市下米内１丁目６番47号
再生債務者　佐々木正明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月28日まで
平成23年２月７日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（再ロ）第３４号
仙台市太白区大野田字王ノ檀44番地
再生債務者　菅井　誠一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月28日まで
平成23年２月７日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第３４号
京都市伏見区羽束師古川町205番地35
再生債務者　後藤　　悟
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年３月10日まで
平成23年２月７日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１０１３３号
東京都台東区千束２―25―４―803
再生債務者　青野賀代子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月18日まで
平成23年２月４日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１００００２号
茨城県水戸市新原１丁目23番９号
再生債務者　宮内　孝頼
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月31日　水戸地方裁判所

平成２２年（再ロ）第１０１１８号
千葉県市川市鬼高２―26―１―406
再生債務者　林　　正衛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第６号
金沢市中村町28番31号　信開ドムス御影橋802号
再生債務者　越田曽登代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月４日　金沢地方裁判所

平成２２年（再ロ）第８１号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目６番３―505号
再生債務者　大津　友宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月４日
大阪地方裁判所第６民事部

企業年金基金合併公告

東芝企業年金基金と東芝プラントシステム企業年金基金は確定給付企業年金法第76条第１項の規定に基づき合併したので、確定給付企業年金法施行令第54条第２項の規定に基づき、次のとおり公告します。
１．合併認可年月日　平成22年４月１日
２．合併により消滅した企業年金の名称及び所在地　東芝プラントシステム企業年金基金　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目36番５号
平成 23 年２月 16 日
東京都港区芝浦一丁目１番１号
東芝企業年金基金
理事長　河原　信次

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十三年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年二月十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十二月七日
掲載頁　六十四頁（号外第二五八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年一月十四日
掲載頁　一八五頁（号外第八号）
平成二十三年二月十六日
北海道札幌市中央区南一条東七丁目二番地
四　（甲）片桐機械株式会社
代表取締役　片桐　　理
北海道札幌市中央区南一条東七丁目二番地
四　（乙）株式会社セフティクス
代表取締役　片桐　　理

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の増加はいたしません。
この合併に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）及び（乙）
掲載紙　岩手日報
掲載の日付　平成二十三年二月四日
掲載頁　二頁
平成二十三年二月十六日
岩手県盛岡市羽場一〇〇地割一〇〇番地三
（甲）株式会社ベルプラス
代表取締役社長　澤田　　司
岩手県盛岡市羽場一〇〇地割一〇〇番地三
（乙）株式会社ベル開発
代表取締役　髙橋　政敏

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務を全部承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十三日
掲載頁　一八三頁（号外第一三三号）
（乙）電子公告のＵＲＬ
http://www.creationcard.co.jp/cominfo/2009bs.pdf
平成二十三年二月十六日
東京都台東区上野七丁目一一番一四号
（甲）グローリー株式会社
代表取締役　濵野　　一
大阪市浪速区元町二丁目六番二二号
（乙）クリエイションカード株式会社
代表取締役　髙橋　正行

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年一月二十六日
掲載頁　一二三頁（号外第十六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年一月二十七日
掲載頁　九十二頁（号外第十七号）
平成二十三年二月十六日
東京都目黒区上目黒二丁目一〇番二号
（甲）株式会社カドリールインターナショナル
代表取締役　井上　誠治
東京都目黒区上目黒二丁目一〇番二号
（乙）セモアビーアンドエム株式会社
代表取締役　藤本　三治